

まつしげまるしえ出店要項

1. 目的

生産者自身が消費者に対面して商品を販売することにより、生産者しか知らない商品の特徴や、調理方法を消費者に説明することができ、商品の特徴の理解と商品の継続的な消費を実現し、にぎわいと魅力あるまちづくりに貢献することを目的とする。

2. 開催日時

2019年6月30日（日）午前9時～午後2時

※雨天の場合は中止とします。

3. 開催場所

まるしえ特設会場（徳島県運転免許センター向かい）

住所：徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓1-212

4. 出店に伴う経費

(1)出店料 1店舗1,000円

※出店料は当日集金します。おつりが発生しないようにご準備ください。

5. 出店内容

(1)品目

①農産物、水産物及び営業許可を取得している調理場で調理された加工品

②ハンドメイド雑貨、小物等

※アルコール類の提供はできません。

※現場調理は、露店営業許可の規制によりできない場合がありますので、

お考えの場合は事前に徳島保健所にお問い合わせください。

(2)設備等

①必要な調理器具、容器、電気ガス等については各自でご用意ください。

②水道については、水道設備を一カ所設置します。

※手洗い専用の設備ですので、飲み水への利用や、調理器具等の洗浄には利用しないでください。

③テント、机、椅子、陳列棚等については、各自でご用意ください。

※保健所の指示によっては3方張となります。3方張に必要な設備についても出店者でご用意ください。

※出店に使用するテント、机等についてご自身でご準備が難しい方にはレンタルを手配いたしますが、賃借に必要な経費は、出店者の負担と

なります。賃借を希望する出店者は、物品申込書に必要事項ご記入の上、
まるしえ実行委員会までご提出ください。

(3)その他

①スペースについて

(1)4 m×3 m

(2)軽トラック、移動販売車での出店も可能です。

※車での出店者には、車両出店許可証（黄色）を配付いたします。運転
席前面の確認しやすい場所に必ず設置してください。

②火器の使用について

保健所の営業許可が取得できていれば、現地での火器を使用した調理は
可能です。

火器を使用する場合は、ABC消火器（3型以上）を用意してください。

なお、火器の使用については消防署への届出が必要です。事務局にて一
括で届出をいたしますので、火器使用届出書及び店舗内レイアウト図のご
提出をお願いします。

③排水及びゴミについて

排水については、バケツ等に入れ各自の責任で処理してください。

また、店舗から出たゴミについては、役場で回収することといたしま
す。各店舗にゴミ袋を5枚配付いたしますので、可燃物、不燃物、カン、
ビン、ペットボトルに分別し、まるしえ終了後、本部横の集積所まで出店
者各自でお持ち込みいただきますようお願いいたします。

④準備について

前日からも準備は可能ですが、前日から設置した準備物（机等の備品）
が、破損や紛失をしても事務局は責任を負いません。

⑤貴重品等について

貴重品は、出店者各自で責任を持って管理してください。

⑥食品営業許可について

許可の申請が必要な団体は、個別に保健所に申請してください。

なお申請に係る経費については、出店者各自で負担してください。

お問い合わせ先 徳島保健所 Tel 088-652-5154

⑦搬入車両及び駐車場について

搬入車両については、会場内に駐車スペースを確保しています。搬入車
両には通行許可証（水色）を発行しますので、運転席前面の確認しやすい
場所に必ず設置してください。また、通行許可証は駐車時もそのまま車中
に設置したままにしてください。

⑧テント、机等のレンタルについて

事務局においてもレンタル可能なテントとパラソルを準備しています。
数に限りがありますので、1出店者どちらか1台限りとさせていただきます。

抽選で利用者を決定いたします。

事務局分の賃借を希望される方は物品申込書の事務局と記入された欄に数量をご記入ください。

6. 申込み締切

2019年5月24日 金曜日 17時締切

※火器使用届、物品申込書も同日締切といたします。

7. お問い合わせ先

まつしげまるしえ実行委員会事務局

(松茂町チャレンジ課内) 担当 吉田

電話 088-699-8711

FAX 088-699-6010

Mail challenge@matsushige.i-tokushima.jp